

医療事故の個別公表

今般、あき総合病院において、平成 27 年に患者さんの体内に尿管ステント（管）を留置する目的で手術を行った後、その尿管ステントの抜去又は交換（以下「抜去等」という。）が行われることなく、約 2 年間にわたり留置されたままとなっていた事実が判明をいたしました。

なお、体内に留置されたままとなっていた尿管ステントが原因と考えられる膀胱結石も生成されていたことから、患者さんにご家族にご承諾をいただいたうえで、当院が紹介した医療機関において結石の除去手術と尿管ステントの抜去が実施され、現在、患者さんは尿管ステントを留置する前の状態にまで回復されております。

こうしたことはあってはならないことであり、今回の事案により、患者さんにご家族の皆様にも、多大なる心身のご負担と、ご迷惑をおかけしましたことを大変申し訳なく思っております。

なお、公表内容につきましては、患者さんにご了承をいただいた範囲内で作成いたしておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

1 事故の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 患者さんの情報 | 県内在住の 70 歳代の女性 |
| (2) 発生年月 | 平成 29 年 4 月 |
| (3) 場所 | あき総合病院 |
| (4) 状況 | |
| ① | 平成 29 年 4 月、患者さんがあき総合病院で受診。 |
| ② | 受診の際に、体内の尿管ステントが平成 27 年 1 月にあき総合病院で留置したものであり、留置されて以降、現在まで抜去等がなされていないことが判明した。また、その際に膀胱結石が生成されていることも確認し、要因として尿管ステントの留置が考えられた。 |
| ③ | 直ちに患者さん及びご家族に説明と謝罪を行うとともに、紹介先の医療機関において膀胱結石等を取り除くための手術を受けていただくことについてご承諾をいただいた。 |
| ④ | 6 月に、医療機関において膀胱結石を取り除くための手術と尿管ステントの抜去を実施。 |
| ⑤ | 患者さんは既に退院されており、手術後の経過は順調である。 |

(5) 原因

尿管ステントの留置を行った医師が、尿管ステントの抜去等のために必要な診察日程の設定を抜かったことによるものと考えています。

2 再発防止に向けた取組み

電子カルテシステムを改修し、尿管ステントの留置を行う際には、抜去等に必要な診察予約を行うよう医師に対して注意喚起がなされる仕組みを構築するとともに、留置を行う際の記録台帳に診察予約日を記入することにより、医療スタッフの方でもチェックが出来るよう改善を図りました。

また、患者さんに対しても、尿管ステントの抜去等のための診察日について医師と相互に確認できるようカードを交付する仕組みといたしました。